

在宅高齢者等配食サービスのご案内

北名古屋市では、買い物が困難なひとり暮らしの高齢者や高齢者世帯等を対象に、配食サービスのを利用し、食の自立のための栄養の強化・維持および安否確認を行います。

対象者

下記のいずれかに該当し、心身の障害及び傷病等の理由により、食の調達が困難でありかつ安否確認が必要な方。

- ① 65歳以上のひとり暮らし及び高齢者世帯の方（高齢者世帯の場合は、世帯全員が対象の場合）
- ② 障害者総合支援法に規定する障害者の方（社会福祉課へご相談ください。）

対象者にならない例

- ・本人が買い物に出かけることができる
- ・同一敷地内や隣に家族等が住んでいる
- ・昼間独居の場合など



回数

1日につき昼食または夕食のどちらか1回が対象です。

※ 定期的に介護サービスや医療サービスを受け、安否確認ができる曜日は対象となりません。

利用者負担額

配食サービスの利用にかかる料金から1食あたり200円を控除した額

※ 配食業者により配食の料金が異なります。

（詳しくは、別紙「北名古屋市配食サービス内容一覧表」をご覧ください。）

※ 利用料金の支払い方法については、各配食業者におたずねください。

利用の流れ

- ① 地域包括支援センターへ相談。（連絡先は裏面をご覧ください。）
- ② 申請書を市に提出。（地域包括支援センターが代行します。）
- ③ 地域包括支援センター職員が訪問し、聴き取り等により申請者の状況を確認。
- ④ 市の支給決定後、サービス利用開始。
- ⑤ 定期的（原則6か月毎、状態の変化が見込まれる場合は1～6か月の期間）に地域包括支援センター職員が利用者の状況を確認。

※ 必ず裏面をお読みください。

【問い合わせ先】

北名古屋市役所 高齢福祉課地域包括ケア推進室 電話番号 22-1111（内線3137）

※ 障害者総合支援法に基づく障害のある方は、社会福祉課へご相談ください。（内線2135）

サービス利用について

- ① 配達時には必ず在宅し、配食弁当を受け取ってください。
- ② 急なキャンセルできません。ショートステイや入院等で、一時的に配食を休止する場合は、必ず事前に配食業者へ連絡してください。利用する配食業者により連絡期限に違いがありますので、ご注意ください。
- ③ 配達時間の指定はできません。
- ④ 月の最終配達日には、配食業者が利用明細書を持参します。確認のうえ、署名をお願いします。
- ⑤ 配食業者の変更は、少なくとも1週間以上利用した後に変更してください。

《こんな場合は必ず連絡してください》

- ① 定期的な介護サービスや医療サービスの利用日が、変更となった場合は、配食サービスも変更届の提出が必要です。
※ 対象者でなくなった場合でも自費で配食を取ることが可能です。
- ② 変更や休止、辞退をする場合は、必ず配食業者および地域包括支援センターへご連絡ください。

地域包括支援センター

北名古屋市中部地域包括支援センター

住所：鹿田西村前 111（済衆館病院西館内）

☎ 0568-21-1733

【担当地区】鹿田・久地野・二子・井瀬木

北名古屋市東部地域包括支援センター

住所：熊之庄御榊 22（東庁舎西約 150m）

☎ 0568-27-2751

【担当地区】薬師寺・熊之庄・能田・片場・六ツ師・高田寺

北名古屋市西部北地域包括支援センター

住所：法成寺ツナギ畑 104-1

☎ 0568-54-1113

【担当地区】石橋・中之郷・宇福寺・北野・法成寺・鍛冶ケ一色・徳重・弥勒寺・山之腰

北名古屋市西部南地域包括支援センター

住所：西之保深坪 67-3

☎ 0568-54-5571

【担当地区】九之坪・加島新田・野崎・沖村・西之保・西春駅前